

通告3番、10番一條 寛君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔10番 一條 寛君 登壇〕

○10番（一條 寛君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

まず初めに、入札制度の改革について伺います。

現在、震災復興の特需の影響もあり、公共事業の建設関係の入札においては、資材や人件費が上がっている状況もあり、入札が成立しないケースが多く発生していると聞きます。公共事業の発注においては厳しい状況が当分続くことが予想されます。このようなときにそぐわない質問かもしれませんが、9月に山形県におきまして入札にかかわる不祥事が起きております。マスコミにおいてもいろいろ取り上げられておりますので、質問させていただきます。

地方自治法234条と会計法29条では、地方公共団体の契約は原則として一般競争入札で業者を選定しなければならないとなっております。しかし、小規模自治体では人員配置や事務量の問題から、一般競争入札の導入に踏み切れない自治体が多いようであります。我が加美町も一般競争入札ではなく、指名競争入札で入札が行われているとのことですが、指名競争入札の問題点として、業者の指名の際に選定基準において発注者の恣意性が働く、また、談合が行われやすいとも指摘されております。これらの課題に対応するためには第三者による不正のチェックや徹底的な情報公開が必要との指摘がありますが、町長の考えを伺います。

また、一方、企業は環境に配慮する責任や公正な労働条件を確保する責任、障害者雇用などの福祉的役割を果たす責任、仕事と家庭を両立させる責任など、数多くの社会的責任を担っており、ほとんどの場合コストがかかります。果たして競争性を確保して価格を下げることと品質を確保すること、企業の社会的責任を果たすことが矛盾なく成立するのでしょうか。そこで、企業の社会的責任を評価する仕組みを入札に取り入れた総合評価方式という入札制度もあるようですが、我が町ではどのように取り組まれているか、お伺いします。以上、お願いします。

○議長（一條 光君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 一條議員のご質問にお答えいたします。

入札制度の改革ということに関するご質問でございました。今ご指摘のありましたように、加美町ではほとんどの入札を指名競争入札で行っているところであります。宮城県に準じまして土木、建築、舗装等の工種毎に設計金額に応じて規模別にランク付けし、現在町に登録している業者数は町内外合わせて762社を数えます。その内訳は、土木353社、うち町内業者は31社であります。建築195社、町内業者は19社でございます。舗装214社、町内業者は20社でございます。

ます。指名委員会の審議の対象となる工事等は指名委員会規程で1件500万円以上の設計金額の建築工事、あるいは1件300万円以上の建設関係業務、1件300万円以上及び1個100万円以上の物件の購入または売り払い及び役務の提供ということで指名されているところであります。

宮城県に、今山形県のお話がありましたが、かつて宮城県でも公共工事をめぐるたび重なる不祥事があったということで、その再発防止のために入札契約制度の改善策として四つの理念、透明性の確保、公正性の確保、競争性の確保、品質恒常性の確保という四つの基本理念に加えて、不正行為の排除、開かれた入札契約制度、総合的なコストに配慮した制度、地元経済が潤う制度などを挙げて、入札制度の改善に取り組んでいるところであります。その具体策として、一般競争入札の適用範囲の拡大と、あるいは予定価格の事前公表制の導入と、あるいは指名業者事前公表制度の廃止、談合契約金の、談合違約金の条項設置、公共工事入札契約適正化委員会の設置等々、そういったことがうたわれていることとございます。本町におきまして、先ほど申し上げましたようにほとんどが指名競争入札ということでございますけれども、不正防止のために本町といたしましては公正入札調査委員の設置、条件付一般競争入札の導入、低入札価格調査制度の実施、契約から暴力団等を排除するための要綱の設置、総合評価落札方式の導入、予定価格の事前公表、入札結果等々の公表ということを行ってまいったところであります。

議員がお話しされたいわゆるこの社会的な、いわゆる企業の社会的責任といえますか、こういったことも評価の中に組み入れた方式があるのではないかとございまして、総合評価落札方式のことだと思えます。これは平成17年に工事品質確保法が施行されたのを受けて導入されたものでありまして、加美町においても総合評価落札に関する要綱を平成21年度に制度化し、これまで試行的に2件実施をしたところとございます。この方式は、より一層の品質の確保が図られること、優良な企業の育成と技術力の向上が図られること、民間企業の持つすぐれた技術力を活用できるなどの効果が期待できるとされておりまして、まさに入札価格のみならず、ボランティア活動とか、そういった社会的責任を評価するという方式であります。まだまだこの方式は県内でも一般的ではございません。21年度、加美町でも先ほど申し上げたように試行的にやったわけですが、県内でも1市町村当たり平均で4.3件ぐらいというふうな状況とございます。

いずれにいたしましても、現在の指名競争入札を基本に施行しつつも、時代の要請に応じながら、宮城県が取り組んでいる入札契約制度を準用しまして、参考にいたしまして改善するところは改善をしていきたいというふうに考えております。

また、議員ご指摘のとおり、今年度は震災の関係でなかなか十分予算執行がままならないと

いうところもございますけれども、できるだけこの建設業の進捗に支障を来さないように、早期発注、早期完成に努めていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 一応第三者委員会の設置についてが一応大きなテーマではありますが、その前に今加美町において建設業の入札においていろいろ指摘されることに、予定価格が安過ぎるのではないかという指摘が時々聞きます。この予定価格が安過ぎる根拠と申しますか、なぜそうなっているのか、また、そのことによってどんな今まで入札の不成立とか、そのほか競争の激化、その他品質の低下とか、何らかの不都合が起きていなかったのかどうか、その辺確認したいと思います。

○議長（一條 光君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長でございます。

この9月から11月末までの入札件数55件、そのうち不調及び中止となったのは7件でございます。それは今ご質問の予定価格が低いと、安いということよりも、技術者がいないと。いわゆる現場代理人がもうほかのところに当たっているので複数見られないとか、それから大工さんが不足している、つまり沿岸部の方に皆が行っているということで、工事ができないというようなことでの入札不調あるいは辞退ということが起きております。また、今予定価格が低いというお話ですが、これは国の基準に基づいて町の方で設計金額をつくっております。それがそもそも今沿岸部の方に工事が殺到している状況でいると、安いと感ぜられるのではないかと。つまり、もっと高いところで仕事ができるということがあってのことで、町のその予定金額が安いというよりは、そちらの沿岸部における災害復旧工事の方に人が行っているということが原因ではないかというふうに考えております。以上です。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） この予定価格が低いということは、この震災前からずっと言われてきたように思うんですけども、この辺はいろんなソフトがあつてどなたが計算しても大体同じになるんだというような話も聞きますけれども、それよりもあえて下げているのかどうか、この辺はどうなんでしょうか。

○議長（一條 光君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長でございます。

設計額、それからその例えば労賃ですとか、いろんなものを計算して、それで予定価格、それはそこで入札が指名であれ競争入札でございますから、そこから安くなるわけですから、大

体このくらいというようなものは金額において町長あるいは私のところで予定額を試算して入札を行っているということでございます。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 予定価格については……。 （「マイク、スイッチ」の声あり） 予定価格の件についてはまた後でまたお聞きしたいと思いますけれども、入札監視委員会の設置についてでありますけれども、これは平成12年に制定された入札契約適正化法では、入札の透明性確保のために中立公平の立場で客観的に入札を行うために、学識経験者などの第三者の監視を受けることが有効であるというふうに規定されて、その後、この第三者委員会を入札監視委員会と呼んでいるわけでありますけれども、また、平成18年に閣議決定された適正化指針では、学識経験者の第三者の意見を適切に反映することがすべての発注者に対して求められるようになっているということでありますけれども、この辺全国の自治体においても県では47都道府県すべて設置されていると。また、政令指定都市においても100%設置されていると。市町村においては大体1割程度の市町村にしか設置はされていないようでありますけれども、今後、町長は先ほど不正をあれする何か委員がいるというようなお話もありましたけれども、正式にこの入札監視委員会を条例で設置するという考えがおありになるかどうか、お伺いします。

○議長（一條 光君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長でございます。

第三者による委員会あるいは監視委員会ですね、それが必要かどうかということなんですが、まず、この入札制度においてさまざまな事件、談合ですとか、そういうものの一時期非常に大きな要件と要素となったのは、予定価格を教えるというようなことが、本町ではないですよ。ただ、県とかそういうところですが、予定価格を教えるというようなことで、その担当者に接触してくるというようなことがあるということがまずありました。それについては町ではもう予定価格は公表しております、建設関連についてはですね。ですから、そういうことはありません。それから、談合等については、もしそういうことがあれば、即入札を中止します。その指名していた業者すべてから聞き取りを行う。それぞれ対応するものを幾つもございますので、公正な、そして透明性のある入札制度を行っているというふうに、また、それが今実施されているというふうに思っております。ですから、その第三者の監視委員会をすぐ必要としているかということになれば、今そのような状況にはないというふうに認識をしております。ただ、そういうことも将来的なこととして検討するということはあり得ると思います。以上です。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） この監視委員会を導入している町においても、正式の市町村においても正式の監視委員会ではなくて、臨時的と言っていいかどうか分かりませんが、監査委員にこの代行といいますか、監査委員にその仕事をさせているという町も4割ぐらいあるということでもありますけれども、まず正式の監視委員会を立ち上げるまで、監査委員にその仕事をさせていただくというような考えはございませんか。

○議長（一條 光君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長です。

まず、入札の結果については、毎議会ごとに行政報告の後ろに列記をしてお示しをしております。入札の落札の割合ですとか、あとそれから中止になったものとか、すべて出しております。それを議員の皆様にも見ていただいておりますし、公表もしております。その上でさらに、いわゆる監視委員会ということではなくて、監査委員さんがそれを代行するという形はどうかというご提案でございますので、検討はさせていただきたいと思っております。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） もう1件、総合評価方式での入札を導入していく際には、学識経験者から意見を聴取しなければならないという1項目があるみたいですが、それを本格的にこの総合評価方式を導入していくためには、どうしてもこの第三者委員会というか、そういう監視委員会でなくてもいいんだとは思いますが、こちらにも活用することができるということですので、そういう形も今後大きく総合評価方式を取り入れていく際にはその委員会はぜひあった方がいいんじゃないかと思っておりますので、この辺検討よろしくお願ひしたいと思います。

それから、次に、公表についてですけれども、今予定価格の事前公表をしているという形で、かなりそういう市町村が増えているみたいですが、そのことによって二極化しているという、大体多くが予定価格の上限に張りついでちやうということと、それからもしくは最低入札価格の下限に張りつく。どちらかだということにも言われています。予定価格の公表には功罪両方あるんだとは思いますが、言い分とそういう形で大体の価格がわかっちゃうということと、それで今行政報告に入札結果は公表されているというお話ありましたけれども、この一般町民向けに、一般町民の監視を受けるという立場でもいろいろホームページとかいろんな部分で入札の事後公開といいますか、それを3カ月なり6カ月ずっと公表していて、町民の監視の中で行っていくという考え方についてはいかがでしょうか。

○議長（一條 光君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長です。

議会の議員の皆様公表しているわけですから、町民の皆さんに公表しないという理由は何もございませんので、それは検討させていただきます。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。マイク、スイッチ入れたままで結構です。

○10番（一條 寛君） はい、わかりました。済みません。

いろいろこの総合評価、いろいろ社会貢献とか、災害支援とか、いろいろな項目がいっぱいあると思うんですけども、一つのやり方としては、一番安い金額で指名した業者を指数化して100点とするとか、そしてそれ以下の金額を90点、80点とランクづけし、そのほかにいろいろな品質だとか、あとは障害者雇用だとか、あと先ほど言いましたような項目をいろいろ点数化してそれを加点して行って、トータルで最高点のところ、ですから価格だけじゃなくて、そういう社会貢献といいますか、社会的責任をどう果たしているかということの評価することによって、いろんな町の業者育成とか、いろんなものにもつながり、町の政策誘導にもつながっていくのではないかと思いますけれども、今まで2件だけそういう形でやったということでありましてけれども、よりもっとそれを具体的にといいますか、より透明化しながら推進していくという考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） この総合評価方式が、どの方式でもですね、これは何といいますか、弱点といいますか、完全なものはありませんので、これが必ずしも絶対だと言い切れないところがございまして。先ほど議員の質問の中で、この指名競争入札はこの忝意性が高いというふうにありましたが、実は総合評価も今ご指摘のようにどこに配点するかと、高く配点するかということでもって全く結果が違ってくるといってもありますから、ある意味では指名競争入札以上に忝意性が高いということも言えます。ですから、これは必ずしもすべてをそちらの方ということではなくて、先ほど申し上げたように、現在指名競争入札で公平な入札が行われるということとございまして、それを中心に、事業によってはそういった総合評価なども取り入れていくということで、研究をしながら今後とも公平公正な入札に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 町長言われるように、この入札制度というのは非常に難しいという、一般競争入札で価格だけでやっていいのかとか、そうすることによって競争の激化とか品質の低下、それから地場産業の荒廃とか、いろんな別な問題が起きてくると。また、先ほど言ったようにいろんな総合評価方式とかいろいろやれば、忝意性とかいろんなことが問題になってくる。

なかなかどれが一番いいのかというのは非常に難しい部分であると思いますけれども、いろいろ研究して一番適正な形で公平公正、透明な制度をお願いしたいと思います。

それからあと、建築業についてですけれども、今大崎市との関係で、今大崎市の事業に加美町の業者は参入できないと聞きます。正しいかどうかわかりません。それから、加美町の事業に大崎市は参入できないという形になっていると聞きますけれども、この辺は間違いないんでしょうか。

○議長（一條 光君） 建設課長。

○建設課長（田中壽巳君） 建設課長です。

議員さんの言うとおりに、大崎市は大崎市内の業者を中心に指名していると。同じく加美町も加美町の業者さんの中から指名しているという状況でございます。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） これはお互いに支店があってもだめという形でしょうか。本社がなければだめという形。それから、大崎広域ゾーンですか、定住圏構想の中でこう大崎は一体という中で、これはそのことと矛盾しないのかどうかというふうにも感じますが、この辺はどうなんでしょうか。

○議長（一條 光君） 建設課長。

○建設課長（田中壽巳君） 支店、営業所等があれば、加美町では入札参加してもらっております。大崎市も同じように本店、あとは支店とか、そういった事務所がある業者を選んでいる。ただ、今、合併以来ですけれども、どこの市町村もその町にある業者さんの育成というか、できるだけ地元にお金をおろしていただきたいという気持ちで、そういった指名制度を取り扱っている状況でございます。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 一応建設業にだけこう集中しましたけれども、いろんな機器類の入札についてちょっと若干確認させていただきたいと思います。機器類の入札についてはメーカー指定、機種指定で行っているのか、それとも同等品扱いでの入札を行っているのかどうか、この辺を確認したいと思います。

○議長（一條 光君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長です。

機器といいますと、例えば車ですとか、そういうものについて会社の何というような車名まで決めて、そしてそれに同等ということなどしますが、車の場合に同等といっても、その会社

によって同等というのが難しい、あるいは逆に言うとそれを扱っているところは専門にその会社のものを扱っており、ほかの車は扱っていないというようなところがありますので、そういうことではご質問のような形になるかもしれません。ですから、ものによって同等と言えるものと、同等といっても同等にできないものがありますので、それはものによって個別に違います。以上でございます。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 恐らくそうだと思いますけれども、やはり機種指定することによって営業努力という形になるんだと思うんですけれども、ただ、そうすることによって同じような性能であればどうしても高いものにならざるを得ないと。同じような性能を持っていれば同等品扱いにすれば、1、2割安くということも可能なんだと思うので、この辺現場の要望とかいろいろ聞きながら、本当に同等でいいものはそういう形で増やして同等品扱いの入札を増やしていただければというように思います。

次に、2点目に移ります。ギャンブル依存症について伺います。

健全な範疇での庶民の娯楽としてのギャンブルも、依存症になると犯罪、自殺、自己破産、離職、離婚など悲劇は本人だけでなく家族、周辺の人々まで巻き込み、精神的、経済的ダメージを与えております。世界保健機関はギャンブル依存症を病的賭博という世界共通の病気としております。アメリカを初め世界各国で対策に乗り出していると聞きます。ギャンブル依存症に苦しむ人々を救うための専門的な支援につながるような普及・啓発を図るべきと思います。

町長の見解をお伺いいたします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 一條議員にお尋ねしますが、一條議員はこの加美町におきましてもこのギャンブル依存症が増えていると、そういった認識のもとでのご質問でしょうか。お尋ねいたします。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 全国的には100万人とも200万人とも言われております。加美町でもその比率からすれば幾らかはわかりませんが、増えているかどうかはわかりませんが、実際依存症の方は僕はいると思っております。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） そうしますと、一般論としてのご質問というふうに承ってよろしいかと思っております。

現在、ギャンブル依存症、世界保健機関がこれは病的な賭博ということで病気に認定しているものであります。国内では今100万、200万と言いましたが、200万、300万とも実は言われている広がりを見せているというふうに認識しております。身近なところでパチンコですね、あるいは競馬、競輪、競艇、さまざまなギャンブル、娯楽として楽しむ分にはいいわけですが、これもこれが依存症となりますと、これはまさしく病気ということになります。ストレスなどをうまくコントロールできないですとか、そういったことも原因になっているようでもあります。また、その結果、この借金をしてまでギャンブルを続けるというふうなことも昨今の新聞紙上ににぎわせているというような事例もございますので、あるように見受けられます。この結果、多重債務あるいは家庭不和による離婚、あるいはもう自殺というところまで発展する可能性を持っているこれは病気でございます。

ただ、このギャンブル依存症といいますのは、このアルコール依存症などと違いまして、なかなか本人自身が自覚ができないという、非常にこれはやっかいな病気なわけですね。一番効果的な方法は、そういった依存症の方々同士が自主的に話し合うと、こういったことが実は一番治療法として有効だというふうに言われております。現在、宮城県にも二つの団体が、いわゆる自助グループといいますか、存在しております。ですから、町としてもこういったグループをご紹介します、あるいは精神科受診を勧めるということをお勧めすることになるわけですが、なかなかこれがですね、例えば加美町に私はギャンブル依存症ですからと言って相談に来る方はいないわけですね。近いご相談といいますのは、いわゆる消費者相談ですね。消費相談というものがございますけれども、その中で件数というのは生活相談ですね。件数は確かに増えておりまして、その中でその多重債務による相談というのが増えているんですね。ですから、この多重債務の相談の中には、はっきりした人数がわからないわけですが、アルコール依存症絡みもあるだろうと。ご相談に来る方が先ほど言ったように自分はそのギャンブル依存症でと、ギャンブルで借金をして自己破産したいとかとそういうふうなご相談にはならないものですから、なかなかその実態がつかめないというのが現状であります。いずれにいたしましても、ギャンブル依存症だろうというふうに思われれば、これは当然精神科の受診とか、それから自助グループが二つほどございますので、そういったグループをご紹介しますというふうな形で行われる、対処するというしかないだろうというふうに思われています。

また、先般、NHKのテレビでこのギャンブル依存症について取り上げておりましたけれども、このギャンブル依存症になりやすい方というのは、人とのコミュニケーションができないと。あるいはこの自己主張が強いというふうな特徴があるようですから、やはりこれは家庭教

育、学校教育、こういった中でこのコミュニケーションの能力を高めていくとか、人格形成をしていくということが根本的には大事なことなんだろうというふうに認識しております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 今、町長の答弁にもあったように、ギャンブル依存症は本人がなかなか自覚していないとか、本人から相談しないということはあると思うんですが、ですからその家族とか周辺の方が相談できるような体制を町につくっていただきたい。保健福祉課かどこかわかりませんが、本人じゃなくて家族の方を通して相談を受け、また、そして本人を精神科のお医者さんに案内するとかですね。なかなかこのギャンブル依存症は普通の病気と違って自然に治っていくとかそういうものではないみたいですので、やはり専門的な治療を受けないと治らないというふうにも言われていますので、その辺お願いしたいとか、やっていただきたいということと、ギャンブル依存症は病気だということを加美町の広報なんかを通してやはり病気なのだということを、幾ら本人だけを責めても治らないし、どうにもならない部分があると思うので、周りの方を含めて本人を救済すべく、いろんな病気だという認識のもとに対応していくことが大事だと思うので、その辺の対応をお願いしたいとか、やっていただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 窓口はこれは保健福祉課というように思いますので……（「マイク、スイッチお願いします」の声あり）ご近所の方や、窓口は保健福祉課ですので、ご相談をいただければというふうに思います。また、病名の周知ということも何らかの形でですね、これが病気であるという認識を持っていただけるようにしていきたいと思います。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 3点目の質問に移ります。

安全・安心のまちづくりに関する2点について伺います。

1点目は、放射能についてであります。

加美町の農地の放射性セシウムの濃度は余り高くないと聞いてもおり、また、加美町産の米から放射能セシウムが不検出ということで安心していただけでありますけれども、宮崎と小野田地区の大豆からそれぞれ177と88ベクレルが検出されたとの報道がありました。加美町産農産物を風評被害から守るということと町民の健康を守るという観点から、農地の汚染状況の調査や農作物に含まれる放射性の検査を実施する体制を整備する必要があると思いますけれども、

町長の考えを伺います。

もう1点目は、城生前田地区の雨水排水対策の件であります。

この地区の対策としては水路へのゲートの設置や大雨のときに応急的にポンプで排出するなどしての対策がとられてきたわけですが、今回の地震で若干地盤沈下などもあり、また、台風15号の大雨のときはあわや床下浸水という状況であったと聞きます。これまでの事業の評価と、今後こういうことが起きないように抜本的な解決策をどう考えておられるか、お伺いいたします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 町民の健康を守るという、そして風評被害に対するというふうな観点で、放射能による汚染状況あるいは今後の対策ということについてご説明をさせていただきます。

最初に、土壌の放射能測定状況についてお伝えしたいと思います。その後に農林畜産物の放射能物質検査についてご説明させていただきたいと思います。

まず、宮城県は4月1日に国の指導によりまして23年の水稲作付可否判断のため、県内5カ所、済みません、11カ所ですね。済みません。5市6町11自治体、計14カ所を調査いたしました。ここには加美町は含まれませんでした。色麻町、加美農ですね。ここが検査対象になりまして、安全が確認されたというところがございます。7月に農林水産省の農地土壌放射能濃度分布図の作成のため、県内50地点で調査が実施されました。本町におきましては中新田地区、下新田のですね、中新田地区の畑が対象となりまして、結果としましては土壌中の放射性セシウム濃度は118ベクレルで、こちらも上限値たる5,000ベクレルを大幅に下回ったということで、この安全性も確認されたところであります。さらに、農林水産省は農地土壌放射能濃度分布図の精度を向上させるために、第2次調査として12月9日、明日ですね。県内100地点で土壌調査を行う計画です。調査地点は旧町単位に1点設定することとされておりまして、本町におきましては中新田、小野田、宮崎、それぞれ1地点を計画しているところでございます。

続きまして、農林畜産物の放射性物質調査についてお伝えいたします。

23年産米につきましては、予備調査とそれから本調査の2段階で放射性物質の検査が行われまして、9月16日に本調査を実施しております。調査は旧市町村区域ごとに17地点、中新田8、宮崎6、小野田3で実施をいたしました。結果といたしましては、議員ご指摘のとおりこれは不検出ということで、9月17日に出荷自粛解除ということになりました。大豆につきましては、若干の放射性物質が出たわけですが、中新田についてはこれは不検出と。小野田が88ベクレル、宮崎が177と、いわゆる500ベクレルという基準をこれも大幅に下回っておりまして、11月4日

付で通常どおり出荷販売が可能ということになっております。

野菜などの一般農畜産物につきましては、食品衛生上の規定に基づく食品中の放射性物質の暫定規制値を超えない農畜産物の生産を行うために、宮城県は3月25日から東北大学の協力を得て県内で採取した野菜や原乳など、農畜産物の放射能測定を週1回程度定期的に実施しております。本町ではこれまでネギ、タマネギ、加工トマト、ハクサイなど14品目を調査しておりますが、すべて国が定めた暫定規制値を下回り、安全性に問題がないというふうに確認をされているところであります。

また、この定期検査ですね。1週間に1回程度こう定期検査したわけですがけれども、これ補完する形で県の各地方県事務所に農林水産省より無償貸与された放射能簡易検査機NA-1シンチレーション検出機が設置されまして、これを活用したモニタリングが11月から開始をされているところであります。必要な品目につきましてはこの検査機を活用して測定を実施していくということになります。これらの検査は国の暫定規制値を超える事態が万が一発生した場合に備えた対処方法及び連絡体制を盛り込んだものであります。これをもとにして各団体と連携をとりながら、住民の健康を守り、そしてこの農畜産物の風評被害を払拭するために取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

もう一つありましたね。では、続けて前田住宅の件ですね。失礼いたしました。

前田住宅の雨水排水対策についてもお答えをさせていただきます。

まず、これまでとってきた対策についてご説明をさせていただきます。

まず、菜切谷ため池の老朽化に伴う改修工事、次に1級河川田川へ放流するための館前放流溝の新設、そして北江川水路分岐水門の設置、町道城生山線の横断水路にゲート設置とその排水路の布設替え、そして滝川に水門設置というふうな形でこれまで取り組んでまいりました。また、台風等で水かさが増した場合に、この排水ポンプなどによる強制排除と。また、水路にたまった土砂の排除など、適正に管理をしてきたところであります。また、消防団などのご協力をいただきながら、土のう積みなどですね、これは応急処置でありますけれども、こういった対応もさせていただいたところであります。

こういった対策をとってきたことによりまして、14年度には床下浸水が8件ございましたが、14年、17年度以降は道路上の浸水というものはございますが、床下浸水は免れているという状況であります。

今後の事業ということでございますけれども、基本的には下流の水路断面を大きくして流下能力を高める必要がございます。下流側の流下能力が十分であれば、当該地域に流れ込んだ水

を安全に下流に流すことができます。現地の主要な排水路は北江川水路であり、名蓋川に流入をしております。しかし、現在の名蓋川は流水断面が小さく、改修しなければならない状況になっております。よって、この河川管理者である宮城県に対しまして、これまで要望してきたわけですが、今後継続して早期の河川改修を促していきたいというふうに考えているところであります。また、今後検討しております公共下水道事業の雨水処理実施計画を作成いたしまして、その整備計画に基づいた水路整備も検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 1点目の農産物の放射能検査についてでありますけれども、このたび新聞報道によりますと、文部科学省が食材の放射性濃度を40ベクレル以下にという指針が出されたようであります。そして、各自治体でその40ベクレルを検査できるような機器を購入するよという、新聞には載っていたように思うんですけれども、その辺の連絡というのは入っているのかどうかということと、それからあと、今回マスコミで取り上げられている明治乳業の幼児用のミルクから40弱の放射性セシウムが検出され、今何十万という缶が回収という形になっています。これもNPO法人が任意にはかったことから判明したということで、結構今NPO法人でいろんなところで自主的に検査もされているようであります。今、県の地方事務所にNA-1という1台、機械が、簡易検査機があるということでもありますけれども、これ町でも機器を購入していろいろ希望者があれば検査するというような体制をとって、自らの安全と、また、販売においても安心して販売できるという体制をとる必要があるんじゃないかと思えますけれども、この件についていかがでしょうか。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、森副大臣の件、これは森副大臣の件はこれは40ベクレルですね。これは副大臣の誤解に基づく誤報だったと聞いております。これは後から詳しく農林課長の方からご説明をさせていただきます。

また、この機器に関しましても、これは3,000万円ぐらいでしょうかね、かなりの高額のものでないと、そういった微量な放射線ははかれないということでございますので、その点も含めて農林課長の方から答弁させていただきます。

○議長（一條 光君） 農林課長。

○農林課長（猪股雄一君） 学校給食についてですね、先ほど町長からありましたけれども、森副大臣、何かちょっと誤解している部分があったそうですけれども、ただ、厚生省、今の食品

のセシウムの暫定値が、いわゆる暫定値ですから、来年見直しがかかりそうだということを前提にして何か発言をされているようですが、この件につきましてはいわゆる調理する前の食材の関係ですから、販売する方はユーザーのために今おっしゃったように間違いないですという形で提供しなくてはならないわけですから、この辺は今実施している検査体制をより充実させていきたいというふうには思います。県の方にもこの定期的な検査をもっとやってもらうと。ただ、定期的な検査の方は、いわゆる市中に出回るとか、地元で大量に生産しているもの、あるいは直売所で皆さんに買ってもらうものというふうに決めていますので、あとその補完する県のこと、機械を使わせてもらうという方法もあると思います。ただ、いわゆる簡易測定機は簡易測定機であります。県で今ある基準の2分の1以上高いというときは、精密検査をかけること、かけなさいということにしていますが、随分誤差が出てまいりますので、その辺はちょっと気をつけていきたいというふうに思っています。

あとそれから、いわゆる町で導入してということになるんですが、最近自治体で導入しているところもありますし、大崎管内ではいわゆる色麻町さんで9月補正で導入するということがあります。あと、大崎市においては三つの農協がそれぞれ導入するということがありますけれども、今言ったようにやはり簡易測定は簡易測定機であるようですので、先ほど一番最初に申し上げたように、暫定値の見直しがかかってくると5分の1ぐらいまで下げていくということになりますけれども、その辺はかなり慎重にしていかなければ、導入ということもあり得るのかもしれませんが、あとその測定するバックグラウンドというものもあると思います。技術者の問題、いわゆる設置場所の問題、そして測定したデータは多分公表しなければならないということも含んで、そういうプロセス、プログラムをちゃんと組んで決めていかなければ、非常に難しい問題かなというふうに考えています。以上でございます。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） いろいろ測定したらしたで問題があり、いろいろ問題もあると思いますけれども、仮に購入するとした場合、この国の第3次補正予算を活用して購入はできないものかどうかということをお聞きしておきたいと思います。

○議長（一條 光君） 農林課長。

○農林課長（猪股雄一君） お答えします。

要は、実は昨日ですね、照会があったんだそうですが、いわゆる24年度予算で国の方で予算要求を今やっているわけですが、その中で今お話ありましたように機械を導入するとか、あるいはその民間の検査機関へいわゆる精密の検査をしていただくような方法等、どのような

市町村で希望がありますかというようなことが今朝入っていますので、実は週明けに、議会明けにこの内部で相談するということに今いたしております。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 最後に城生前田地区の排水対策についてですけれども、今町長から下流域の流量の問題がネックになっているということで、県にもずっと要望してきているということでありましたけれども、これは強く要望していただきたいと思います。それはなかなか時間がかかるのかもわかりませんが、やはり今の応急的なポンプ排出ではなかなか雨が降ったとき、本当に地元の方ははらはらどきどきという状況が続くわけでありますので、少なくともこのポンプの常設だけはしておいていただけないものかということを確認したいと思います。

○議長（一條 光君） 建設課長。

○建設課長（田中壽巳君） 建設課長、お答えします。

先ほど町長が今の問題点を挙げたとおりでございますけれども、いかにしてあの地域に降った水をですね、集まった水をいかにして下流側に排除するという問題点があって、今一部の道路の冠水起こすような状態になっています。議員さんがおっしゃるとおり、やはりあそこの地域は地形的にその沈下して、雨が降ったとき周りの水位の高さよりも低い地盤になっていることですので、今議員さんが言ったポンプ場の設置、常設のポンプも考えられる案だと思います。先ほど申し上げました公共下水道の雨水対策の計画の時点でその辺も検討して、どのくらいのポンプの大きさとか計算して、そういった計画に基づいて考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 台風15号の際は町長も自らあの地域に行かれて現場も見ておられるということで、現地の人たちも今度は解決してもらえたらというふうに期待もされておりますので、何とかその辺よろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（一條 光君） 以上をもちまして10番一條 寛君の一般質問は終了いたしました。

次に、通告4番、18番伊藤由子さんの一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔18番 伊藤由子君 登壇〕

○18番（伊藤由子君） 通告に従いまして2点質問をいたします。

1点目、消防活動における課題と今後の対策について。

平成22年度に中新田消防署と色麻派出所を統合し、加美消防署が設置されました。さらに、

平成25年度には小野田の出張所と宮崎派出所の統合が予定されていることがわかっています。加美消防署が設置されて恐らく初めての冬を迎えるに当たって、次の2点についてお聞きします。

一つは現時点における加美町の課題とその対策について、二つ目は平成25年度の小野田出張所と宮崎派出所の統合を前にして、町として検討していることについて、答弁をいただきたいと思えます。

○議長（一條 光君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、伊藤議員のご質問にお答えいたします。

1点目は、中新田消防署ができて初めての冬を迎えると。それに当たってのこの課題、対策というふうなご質問だったと思えます。

消防署の方にも確認をいたしました。これ初めての経験ですから、私も正直言って果たしてどうなんだろうというふうな不安はあります。消防署の方では出動に関しては緊急車両通路の国道457号線付近に設置された監視カメラで鳴瀬橋の交差点付近の一般車両走行の状況を確認し、消防車両の安全通行について署員の意識も高めながら一般車両への非常協力を促すと、放送などを実施するというふうなことでございます。さらに、除雪車を配置いたしまして、除雪の対応に心がけると。さらに、緊急時には仙台消防局より防災ヘリコプターによる救助業務をお願いするというふうなことでございますので、いずれにいたしましても十分な対策を講じるようにこれからも申し入れてまいりたいと考えております。

2点目の小野田出張所、宮崎派出所の統合に関してであります。

現在、大崎広域行政事務組合で計画をしております。まず、この敷地面積ですね。2,000から3,000平米程度、建物の面積が延べ床面積で600平米で鉄筋コンクリート2階建てということになっています。職員の配置といたしましては20名程度、現在小野田が11名、宮崎が7名、計18名ですけれども、2名ほど増員をいたしまして20名程度を考えているということでもあります。車両に関しましては連絡車1台、ポンプ車1台、タンク車1台、救急車1台というふうな体制を組まれるということでもあります。

いずれにいたしましても、町有地、幾つか町有地がありますけれども、町有地に建設ということ的前提をいたしまして、やはり火災現場までの到着時間ですね。こういったことを調査をいたしまして、加美消防署とのバランス全体を考えて、バランスを考えまして場所を今後選定することにいたしております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 今、加美町としての課題について、あとそれから今後の予定、計画についてお話をいただきました。私も大崎地域広域行政の領分だと思って加美町が考える、検討すべきことは少ないのかなと思っていましたが、本部に訪問していろんなお話を伺っているうちに、これは加美町として検討すべき、対策すべきことはまだまだ大いにあるなというふうに思いました。冬場に限らないわけですが、橋のたもとにつくられた加美消防署、迅速な出動のためにはどんなことを考えているのかというふうに本部でも質問しましたところ、あえてですから信号から外れて出入り口をもう一つつくったんだと、そういったことで少し信号を避けるというか、信号でのトラブルをなくしたい、そこを少しでもトラブルを低くしたいというふうなことがありました。それについて、今町長は一般走行車については監視カメラで確認して、一般車両への走行等については十分に気をつけていく、留意していくんだというふうなお話があったんですが、除雪車の対応にしてもそうですし、ヘリコプターについてもそうなんです、その橋を通るときに大型車2台はとでもちょっと雪があるときは難しいだろう、ぎりぎりだろうというふうな町民の声もありますが、そういったところで除雪については今までどおりというよりは、あえてあの辺の除雪を具体的にどういうふうに考えているのか、もう一度確認させていただきます。

○議長（一條 光君） 危機管理室長。

○危機管理室長（早坂俊一君） 危機管理室長、お答えします。

除雪というのは、あくまでも加美消防署内と、それであそこ幾らか坂になっておりますので、やはり緊急車両及び救急車両が出動するとき円滑にするために、今回初めて、議員さんもおしやいましたように初めての雪なものですから、どの程度降るかもわからないと。そして、除雪を対応して今後いろいろな問題点も出てくると思いますので、そのときまた検討していくと。あと、今もう一つなんですけれども、現場、橋を渡るとき、今の段階では消防署の方へは苦情とか災害時にあったときの家族の方から何の苦情も来ておりませんが、やはり今後どのように対応をするかというのをやはり検討している方向でいますということで、先ほど町長も言いましたように、カメラで対応なり、あと通る前に消防車両がマイクによって運転者に呼びかけをして、救急車両が出ていくときは円滑にしていくように今やっておりますということでございます。以上です。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 坂の手前にはきつと融雪剤とか用意したりするのかなというふうに思う

んですが、橋の中央というか、橋の中も解けやすいように、あるいはその凍りつかないようにというふうな工夫をするべきだと考えて、そういった私たち住民の側の感覚ではそういうふうを考えているんですが、そういった対策を講じる考えはないかどうか、伺います。

○議長（一條 光君） だれ。建設課長。

○建設課長（田中壽巳君） 建設課長、お答えします。

今の消防署の出口の道路は今国道457ということで、除雪管理は北部土木事務所で管理しております。今までの交通を見ますと、除雪態勢につきましては通常の通行でも大型同士の車がすれ違うことができないというふうな苦情は来ていませんので、今後とも引き続き同じような除雪態勢でもっていけば、今の緊急車両も安全に通行できるのではないかと考えております。

また、現場を見ますと、消防署の前の国道の路面は一応茶色な滑りどめの舗装でコートして施工していただいたようでございますし、消防署の手前には電光掲示板があって緊急車両が通るときには掲示板で通報するような仕組みになっているようでございます。また、その状況によっては消防車が通行できない状況にありましては、建設課が県の方をお願いして十分な除雪態勢をとってもらうようお願いしたいと思っております。以上です。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 住民の安心・安全のためにも想定される危険、あらゆる危険について対処していただきたいものだと思います。

それでは、小さな②の方に移っていきますが、平成25年度に予定されている小野田出張所と宮崎派出所の統合について、先ほど敷地等の条件について説明いただきました。私が、ほかの人もそういうふうに心配しているわけなんです、統合によるメリットとデメリットについて、本部でもまとめていました。

メリットとしては、消防力が人員増によって充実強化されるんだと。それから、消防サービスの向上が図られる。財政の効率化はもちろんである。それから、警戒活動の充実、普段はなかなかできなかった休日・夜間における警戒ができる。今までできなかったけれども、それができるというメリットがあるというふうにまとめられていました。

反面、デメリットとしては、私はこれが一番気になっていたんですが、災害現場まで到着する時間が遅延する区域が生じる。それはデメリットとして第一に挙げられていました。それから、消防サービスの低下がやや考えられると。消防機関までの距離が遠くなる区域が生じることによる消防サービスの低下が考えられる。それから、消火水利の把握及び除雪作業は広範囲になるというふうなデメリットを挙げておりました。私も例えば統合することによって考えら

れる漆沢とか寒風沢とかのそういった到着するまでの時間が物理的にやはりかかるようになる、どちらにしてもかかるようになることは避けられないのではないかというふうに思って、そのところを心配しているわけなんです、それについては本部としては消防活動の充実強化によってそれはカバーできるというふうに答えていました。鎮火までの時間が大勢人数がいることによって、到着するまではややかかるかもしれないけれども、鎮火までの時間は短縮できるのだというふうに言うておりましたが、この点について何か想定されていることで対策、考えられる対策がありましたらちょっと伺いたいと思います。

○議長（一條 光君） 危機管理室長。

○危機管理室長（早坂俊一君） 危機管理室長、お答えします。

今、議員さんおっしゃいましたように、消防署では4キロで大現場到着まで5分かかると。そして、小野田、今の原町、宮崎までの距離は5キロ程度なもので、やはりどちらにおいても5～6分程度の遅れを生じてくると。速くなる場所もあると。そのため、やはり今議員さんも承知のように、毎年消防団による訓練を実施しておりまして、この前も11月にも消防団の訓練だけではなく、機器の点検ということで加美町全部、消防署職員とともに査察で回しまして、災害時に敏速に対応できるように消防団の訓練及び車両の点検の充実を図って、それとともに何かあったときのために婦人防火クラブにお声がけして、要するに今火災報知器がありますので、その設置を依頼して、まずなるべく火災を未然に小さくなるという格好でいろいろな活動をやっております。以上です。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 平成25年まであと1年後の統合がすぐ準備をしなければいけないかと思うんですが、遠田地区の経過について調べてまいりましたけれども、同じようなことで準備しているかと思うんですが、今危機管理室長さんから4キロ範囲内には5分から6分というんですか、ぐらいの所要時間を見ていると、多少の遅れは考えられるだろうというふうなことでしたが、確かに法定速度で直線距離を走行した場合、5分以内ならどこまで、6分以内ならどこまで、10分以内ならどこまでというふうに同心円を描いて地図上に、机上の計画だと思うんですが、地図上に同心円を描いて、なるべくそういった到着するまでに遅延する場所が生じないようにというふうな対策を立てて遠田地区ではやってきたのだというふうなお話でした。これは実際道路を走行してつくった地図ではないようでしたので、漆沢にしろ、寒風沢にしろ、いろんな行くまでに高低差もありますし、道の湾曲というか、曲がりくねったところもありますので、地図上のようにはいかないかと思いますが、今危機管理室長さんがその火災報知器の設

置とか、消防団の訓練を密にするとか、査察をしているとかというふうな対策を講じているということを知ったんですけれども、加美町の裁量として防火水槽とか消火栓の設置については町の裁量でそれは考えていってほしいのだというふうな話もありましたが、防火水槽とか消火栓のそういった設置についても距離を見ながら、あるいは将来のその統合まで、どこにするかはまだまだ決まっていなくても、消火栓、それから防火水槽、そういったことがどこにあるかを把握していただいているのかどうか、ちょっと伺いたと思います。

○議長（一條 光君） 危機管理室長。

○危機管理室長（早坂俊一君） 危機管理室長、お答えします。

あと、前に加美町でこういうように図面でちゃんと調査しております。あと、遠田消防署の件については、遠田消防署は前に涌谷に本署がありまして、小牛田に分署、南郷に出張所があったのが、遠田消防署1本になったために、そのために距離が全部遠くなってきていると。その対応のためにしておりますので、加美町においては距離的にも遠いということでありまして、小野田、宮崎に分署を設けるということになっております。

あと消防署——済みません、防火水槽の件については毎年1基ずつ設置しておりますし、あと消火栓については設置はちゃんと確認しております。距離とか何か見ておりますし、また、冬期間においてはすぐ使用できますように消防署とタイアップして雪かきとか、その辺も消防団とか消防署でやっております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 万全な対策をとっているのだというお話を聞いて安心しているわけなんですけど、加美郡をエリアとして考えられている今回の計画ですので、色麻町との話し合いとかはどうなっているのか、お聞かせ願います。

○議長（一條 光君） 危機管理室長。

○危機管理室長（早坂俊一君） それについては加美消防署の方で対応という格好で、今回はあくまでも小野田、宮崎に分署を設置するのはどの場所に町有地で置くのかという要請で動いております。ですから、色麻さんの方にはお話ししておりません。以上です。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 小野田出張所と宮崎派出所の統合についての計画ではありますが、出動するときは今ある加美町消防署から色麻経由して小野田に向かうとかということも十分あるわけですし、近隣の消防署との協力体制ということも十分大事かと思っておりますので質問させていただきましたが、どうでしょうか。

○議長（一條 光君） 危機管理室長。

○危機管理室長（早坂俊一君） その件について、あと広域さんの方ともお話ししまして、いろいろとやっていきます。以上です。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） では、加美町の当該地域でありますので、加美町のバックアップ体制を十分とっていただきますようによろしくお願ひしたいと思います。

それから、二つ目の質問に入ります。

行政評価の試行状況と今後の計画について。

行政評価の試行を開始して2年目になるのでしょうか、まちづくりの事業が当初の期待どおり成果が上がっているのか、住民にとっての効果はどうだったのかなどの観点から、試行状況について伺います。

一つ目は平成22年度の試行状況の具体例についてお伺いします。

二つ目は本格導入の時期についてお伺いします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、行政評価の試行状況についてご説明を申し上げます。

最初に、22年度の試行状況でございます。行政評価といいますのは、そもそもこれまでとかくこの行政が計画をし、実行すると。その繰り返しであって、なかなかこの評価、そしてその評価から改善というふうな、いわゆるこのPDCAサイクルと言いますけれども、これが回っていないと。よりその効果的な、あるいは効率的な、そして透明性の高い町政を運営するためには、このPDCAサイクル、いわゆる計画をし、実行し、そして評価をして改善をしていくというこのサイクルを回す必要があるというふうなことで取り入れているわけでございます。こういった行政評価を通じまして、個々の職員が事業の目的は何であるかと、あるいはコスト、それからそういったものを常に意識をしながら、事業の企画、運営に当たることによって、政策立案能力、こういったものを高めていく、あるいは成果重視の行政へ意識を高めていくというふうなことを目的としているものであります。

一般的には政策評価、施策評価、そして事務事業評価というふうに三つに分類されているわけですが、本町におきましてはこの事業評価の導入を進めているところであります。22年度に実施しました試行評価では、職員1人1事業ということを基本にいたしまして、1次評価で119件の、600以上これ事業あるわけですが、そのうち119件の事務事業評価シートを作成しまして、それぞれの目的の妥当性や事業の有効性、そして効率性などの観点から評価

をいたしました。評価の結果、計画どおりに成果が上がっているという評価が全体の76.8%、さらにこれは上げる余地があるというものです。そういったものもあったわけですが、さらにも、さらにこの事業の方向性を示す総合評価におきましては、事業の継続とされたものが131件の65.8%、改善して継続するというふうに評価されたものが57件の28.7%、統合や廃止というものが11件の5.5%というふうな結果になっております。さらに、この事業見直し、コスト削減などで一層の検討を要すると思われるもの、この中から13件を抽出いたしまして、課長等で組織する行政評価推進本部におきまして2次評価を行っておるところであります。この結果につきましては各課にフィードバックをしまして、事務改善に生かしていくというふうに行っているところであります。

本年度は試行2年目ということで、10月5日、6日、2日にわたりまして職員の意識啓発を図るために研修会を開催いたしました。岩手県普代村の教育長であります熊坂教育長さんを講師としてお招きいたしまして、行政評価の効果的な手法について勉強をいたしました。現在、今年度に関しましては各課から提出された1次評価シートで集計をしているところでありますので、推進本部におきまして1次評価の結果をもとに総合的、また客観的な2次評価を行っていくという状況でございます。

本格導入についてでございます。22年度から24年度までを試行期間として、職員個々の日常業務に対する意識改革と実施体制の確立を推進いたしまして、25年度本格導入を予定しております。本格導入に際しましては、住民の視点に立った評価とするために有識者や住民代表などで組織する外部評価委員会を設置するとともに、評価結果につきましてはホームページ等で町民に公開していくという予定でございます。

このような事務事業評価ですね、導入をいたしながら、施策に対するその事業の優先度の決定あるいは戦略性、あるいは再編成、こういったことに活用し、取り組んでいきたいというふうに考えております。以上であります。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 今、その結果について説明がありました。ちょっとニュアンスは違うのかもしれませんが、主要施策の成果に関する説明書、平成22年度の15ページに、各種団体等に対する補助金の見直しというのがあって、補助金削減をしたのは100件である、それから補助金を廃止したのは33件であるというふうにあったんですが、こういったときの補助金を削減するあるいは廃止するときの指標となっているものは何だったのか。それがそこにありましたら伺いたしたいと思います。

○議長（一條 光君） 政策推進室長。

○政策推進室長（今野幸伸君） ちょっとお聞きしたいんですけども、補助金交付の関係というところでよろしいのでしょうか。行政評価じゃなくてということですね。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） ちょっと関連あると思いましたが、そうです。

○政策推進室長（今野幸伸君） 補助金審査の見直しの実績につきまして、平成18年から22年にかけて補助金審査を実施しております。この中で141件の削減、廃止等の意見が寄せられました。その中で削減をした件数が100件で廃止が33件、あと合計で133件という結果であります。指標なんですけれども、補助金審査会の方でそれぞれの点数を持っておりまして、事業の有効性何点とか、そういう点数をつけまして補助金の削減なり、妥当性なりという判断をしているという形で進めております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 点数をつけて有効性とか妥当性とかというふうな点数をつけて評価した結果なのだというふうな説明でした。それは事務事業評価表にもありますが、目的の妥当性とか、有効性とか、効率性とかというふうにやはり共通するものがあるかと思うんですが、先ほど説明がありました、平成22年度の結果について説明がありましたが、199件の事務事業の評価を実施して13件が削減とか縮小とか、そういった結果になったという説明があったんですが、その具体例について説明を政策推進室長さんをお願いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 政策推進室長。

○政策推進室長（今野幸伸君） 政策推進室長です。

具体例ということなものですからお答えさせていただきますけれども、1例ですけれども、放牧場の関係事業につきまして関係課から上がってきた1次評価につきましては、寄託者の満足度の向上とコストの削減を図るため、指定管理者制度を導入すべきだという1次評価が担当課から上がってきたものです。これを2次評価の方に上げて審査を行いましたところ、2次評価の案を作成する課長補佐クラスの方々の審査を受けまして、2次評価の最終的な課長の推進本部に上げたわけですけれども、その過程で最終的な総合評価ということですが、ここについては存続、ただし成果向上、コスト削減という形でいくべきだというふうな結果になっております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） そのように具体的な事業名で出来るだけ説明していただくと、大変にわ

かりやすいと思います。考え方とかシステムだけではなくて、具体的にこういった事業についてはこのような評価の結果があったので、結論としてはこういうところに落ちついたというふうな言い方で説明をしていただくのが大変わかりやすくいいと思います。というのは、先ほど町長も説明がありましたように、事務事業の評価、施策の評価、政策の評価というふうに常にこうフィードバックしていくものだと思います。事務事業の評価といえども。そういったフィードバックをするということが目的としてあると思うんですが、判断基準を先ほど成果表で聞いたのは、一般の人にはどういった指標でもって判断しているのかというのが見えにくい、わかりにくいということがありますので、今後ともそういった指標についてわかりやすく開示していただければいいなと思いますが、先ほど町長が開示の方向にあるというふうに言っていましたので、そういった方針を貫いていただきたいと思います。

それから、22年度のまだまとめばかりのようなんですが、事業仕分けなどを検討しているものがあるのかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長（一條 光君） 政策推進室長。

○政策推進室長（今野幸伸君） 事業評価、仕分けというんですか、そういうことは今のところ考えておりません。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 事務事業といっても何を重点としていくのか、政策にやはり直結していくものだと思うので、優先順位を考えていくとか、重点事業を決めていくとかという方向に落ちついていくのだと思いますが、以前町長が言っていましたように、例えば行政単独で成果が上がるもの、市民力とか地域力との協働で成果が上がるもの、あるいは全く地域に任せの方がいいものというふうな判断基準みたいなものを示していたかと思うんですが、そういった観点から見て今回の事務事業評価について説明をお願いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、現在進めておりますこの事務事業評価でありますけれども、やはりこの行政自身が職員自身のこの政策形成能力、これを高めていく。そして、成果重視への行政へと意識を高めていくと。こういったことが非常に重要でございます。まだまだこの職員自身がこの行政評価になれてないというところがございますから、今試行でいうことでやっているわけですが、こういったやはり意識をまず職員が持つと。この行政評価を通して持っていくということが非常に重要な点であります。さらに、町民との協働という私のまちづくりの理念にかかわることだと思いますけれども、これからこの事業というものを果たしてこれま

でどおり町が実施していくことがよろしいのか、実施するにしても直営でやるのがいいのか、あるいは指定管理した方がいいのか、あるいはNPO等に委託をした方がいいのか、さまざまな手法がありますからこういったことを検討しながら、当然これは役場職員の数もこれは計画に従ってどんどん減っていくわけですから、今までと同じサービスを役場がすべて一から十までできるというわけではございませんので、町民との協働というふうな理念に基づきまして、そのような事業の見直しということも当然これは今後進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 先ほど政策推進室長さんも挙手していらしたので、追加があればお願いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 政策推進室長。

○政策推進室長（今野幸伸君） 今、町長言ったとおりなんですけれども、現在この行政評価、去年から始めまして、その指標のとり方とかそういうものがまだ完全ではなく、シートも去年のやったものを今年度ちょっとまずいところとかというものをチェックかけて直していくという状態でございますので、まだまだ職員の意識も考え方、そういうものを高めていくということで10月の研修会、そういうことをやりながら本格導入へ向けていきたいと。本格導入になれば、そのときはそういう施策的なものの評価とか、そういうものにも入れると思いますけれども、まだそこまでいっていないという状況なものですから、ご理解いただければというふうに思っております。以上です。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 平成25年度になったら施策の評価の方にも入るというふうなお話がありました。この町長の任期内にいろんな重要な事業が提示されているわけなんです。それに関連して今の事務事業の中でこれは重点的にやっていきたい、あるいはこれはもう優先的にやっていきたいというふうな事業があるはずだと思うんですが、そういった点について今この時点で言えるものがあつたら話していただきたいと思っております。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 今のご質問は必ずしも行政評価と直接かかわってくるものでは、もちろん関連はありますけれども、行政評価試行段階できちっと職員が理解し、PDCAサイクルを回しながら政策の形成、そして成果重視の行政というふうに転換をしてまいりたいということ、それからやはり私が公約で掲げているもの幾つかございますから、そういったものに関し

ましては当然優先順位をつけながら、それからさまざまな環境が整っているもの、整っていないものいろいろございますから、できるものはできるだけ早くこれは取り組んでいくというふうなことで実行してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） とてもこう考え方だけで話が進んでいくと、非常にわかりにくいし、聞いている人もいららさせてしまっているのかなと思うんですが、すごく単純に例えば町民目線から言うと、先ほど町長も話しされていましたが、この何か1人1事業について評価をしたというふうなお話がありましたので、例えばその受付窓口にいる人の事務事業評価でこういった、とにかく笑顔で接してほしい、サービス精神を発揮してほしいというふうな説明があったんですが、そういった具体的な点からいうと1人1事業を反省した結果として、その窓口業務についての反省とか、あるいはどういった方向で改善していくかという単純な具体的な話ではできないのかどうか、伺います。

○議長（一條 光君） 政策推進室長。

○政策推進室長（今野幸伸君） 窓口業務に関しましては、かなりの数が出ております。戸籍事務等々から始めましていろいろあるんですけれども、どうしてもその窓口に来たお客様に対してその接し方、こういうふうな形でやりたいとか、目標とか、そういうものありますけれども、先日来ていただいた熊坂先生の方の滝沢村なんですけれども、こちらの方は町民満足度という調査をやっています、それに対してその窓口で対応した方々が町民にどのように受け取られるか、どうすればそういうふうな満足度が得られるかというものをやっていると。うちの方は残念ながらその満足度調査というのはやっていませんけれども、事務の早く処理するようにしたいとか、そういうふうな自分で目標を立てる、そして実行していきたいというふうな形でそれぞれ1回自分のやっていることの見直しを199件の事業、職員は1回見直しをかかったというふうで結果的にいろいろ出てきたということでございます。以上でございます。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 評価をしたからすぐそれが見える形であられるかって、そんなに単純なものではないというふうに私も承知しておりますが、なるべく見える化に努力していただければと思います。この評価がP D C Aサイクルが機能できるように今後も見守っていきたいと思っています。

これで私の質問を終わります。

○議長（一條 光君） 以上をもちまして18番伊藤由子さんの一般質問は終了いたします。